平成２１年（フ）第２７７号
福井市花月２丁目１番23号
債務者　谷口　輝美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
福井市新田塚１丁目85番５号
債務者　松原慎一郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
長野県松本市並柳４丁目５番Ａ６―21号
債務者　藤元　鈴子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１０号
長野県松本市宮渕１丁目４番28号
債務者　西村　尚子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第８７号
長野県茅野市玉川3909番地１　原田神之原荘１―リ号
債務者　奥村ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２３号
長野県諏訪市大字四賀3290番地１　コリーヌ神戸203
債務者　初又　延幸
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１７１号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１丁目22番８号南ひばりハイツ202号
債務者　植木　志穂
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１３号
兵庫県川西市西多田２丁目16番24号
債務者　谷口　厚子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３４号
兵庫県川西市小花２丁目20番８号
債務者　西村栄里子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６０号
兵庫県たつの市誉田町誉31番地５
債務者　山本　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２２５号
徳島市住吉２丁目７番地６―105号、旧住所徳島県那賀郡那賀町仁宇字王子前201番地14
債務者　久川　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３１号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内159番地13
債務者　榎本　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６６号
徳島県板野郡北島町太郎八須字鍋川９番地３―102号
債務者　葉田征四郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７０号
徳島県吉野川市山川町前川173番地２、旧住所徳島県吉野川市山川町町172番地12
債務者　土肥　敏久
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地159―233号
債務者　小笠原勇二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７２号
徳島県板野郡上板町下六條字中西149番地１―103号、旧住所滋賀県大津市大江８丁目98番地の５―206号
債務者　大島　　忍
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
徳島市城南町３丁目１番11―101号、旧住所徳島市八万町弐丈50番地の１―406号
債務者　中村　達也
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部